

地球温暖化対策に関する計画

平成 22 年 3 月 31 日

平成 22 年 12 月 8 日 改定

独立行政法人国際交流基金

1 計画策定の目的

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。)においては、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、すべての者が自主的かつ積極的に地球温暖化を防止するという課題に取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図ることが求められている。このような状況を踏まえ、当基金においても、公的な性格に鑑み、地球温暖化対策に関する計画を策定し、我が国が国際社会に約束した温室効果ガス削減目標の達成に寄与するとともに、地球環境の保全に貢献することを目的とする。

2 対象範囲

本計画の対象は、当基金が行う全ての事務・事業とし、外部委託して実施するものを除く。

3 計画期間

本計画は、平成22年度から平成24年度までの期間を対象とし、その実施の状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

4 事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出実態

政府の実行計画の期間中、毎年度、政府の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量の推計を行い、公表する。

平成20年度 CO2 排出量(t-CO2/年)

区分		CO2 排出量 (kg) / 年
本部	電気	240,440.07kg
	ガス	214.20kg
	水道	82.80kg
	ガソリン	6,758.39kg
	(小計)	(247,495.46kg)
センター	電気	1,097,832.84kg
	ガス	546,953.40kg
	水道	13,525.20kg
	ガソリン	31,557.26kg
	(小計)	(1,689,868.70kg)
計		1,937,364.16kg

5 目標

計画にある措置を着実に実施することにより、温室効果ガス(CO₂)排出量を、平成22～24年度平均で、平成20年度比で7%削減することを目標とする。

6 温室効果ガス排出削減に向けた取り組み

(1)本部・センターにおける設備の運用管理の徹底

- イ 空調運転時間管理の徹底
- ロ 冷暖房の適正な温度管理
 - ・庁舎内における冷暖房温度の適正管理(設定温度を冷房の場合は28度程度、暖房の場合は20度程度)を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。
- ハ エレベーター運用の見直し

- ・自階上下2フロアは階段を使用する。

二 消灯の励行

- ・執務室の昼休み60分消灯

- ・出勤時及び退社時のエリアごとの点消灯

ホ 新エネルギーの有効利用

- ・太陽光発電、燃料電池等を可能な限り導入することを検討する。

ヘ 敷地等の緑化

- ・敷地内における緑化を積極的に推進する。

(2)物品の購入、使用に当たっての配慮

イ 低公害車の導入

- ・公用車について、低公害車の導入を検討する。

ロ 公用車の効率的利用

- ・公用車の走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用料の調査を行う。

- ・公共交通機関(地下鉄等)の利用を進め、タクシー券の適切な管理の一層の徹底を図り、不要不急のタクシー利用を抑制する。

- ・日常の連絡業務に伴う短距離の移動手段として、自転車の積極的活用を図る。

ハ 省エネルギー型OA機器の導入

- ・現に使用しているFAX、コピー機等のOA機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買い換え等を計画的に進め、買い替え等に当たってはエネルギー消費の少ないものを選択する。

- ・機器の省エネルギーモード設定の適用等により、使用面での改善を図る。

ニ コピー用紙の使用量の削減

- ・コピー用紙の年間使用量について部単位で把握、管理し、削減を図る。

- ・資料の簡素化や両面印刷・両面コピーの徹底を図る。

- ・コピー機使用後の「リセット」を徹底し、ミスコピーを防ぐ。

- ・電子メール、社内LANの活用により一層のペーパーレス化を進める。

ホ 再生紙の使用等

- ・コピー用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙の使用を進める。

- ・印刷物については再生紙を使用するものとする。

へ 環境対応商品の購入

- ・物品の調達に当たっては、環境対応商品の優先的な調達を図る。

(3) その他温室効果ガス排出の抑制等への配慮

イ ビジネスカジュアルの励行

- ・夏季(クールビズ)・冬季(ウォームビズ)に限らず、通年において、執務室での服装は、暑さ・寒さをしのぎやすい服装を励行する。

ロ 定時退庁日の一層の徹底

ハ 節水等の推進

- ・水漏れ点検の徹底を図る。

ニ ごみの分別等

- ・分別回収を徹底する。

ホ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置の見直し

- ・自動販売機の設置実態の精査及びエネルギー消費の見直しを行う。

へ 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施

- ・建築等に当たっては温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図る。
- ・建設廃棄物の抑制を図る。

(4) 職員に対する啓発等

イ 職員に対する啓発

- ・職員に対して地球温暖化対策に関する情報を提供するとともに、計画の取り組みについて啓発を行う。

ロ 実施状況の点検

- ・計画の達成状況を点検し、結果を社内掲示板により職員へフィードバックする。

ハ その他

- ・地球温暖化対策に関する活動に職員が参加できるよう休暇を取りやすい環境づくりを進める。
- ・職員からエコアイデアを募集し、効果的なものを実行に移す。

以上